

ご存じですか?
国からの授業料支援

こうとうがっこうとうしゅうがくしえんきん 高等学校等就学支援金



1. 高等学校等就学支援金制度とは

全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、授業料に充てる高等学校等就学支援金を生徒に支給し、家庭の教育費負担を国が支援する制度です。

社会全体の負担により、学びが支えられていることを自覚し、将来、社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

(※貸与型の奨学金ではありませんので、返済は不要です。)

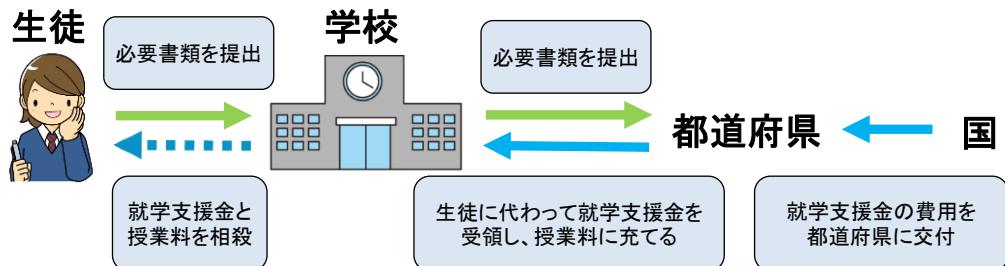
2. 対象者

- ・月の始めに高等学校や専修学校高等課程等に在籍している者
※次のいずれかに該当する者は、支給が受けられません。
 - ・保護者等の市町村民税所得割額が30万4200円以上の者(5, 6を参照)
 - ・高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く)を卒業又は修了した者
 - ・高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算)が通算して36月を超えた者

3. 支給方法

就学支援金は、学校設置者(学校法人等)が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺されます。生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

授業料と就学支援金との差額については、負担いただく必要があります。
(学校によっては、一旦授業料を納め、後日、生徒や保護者が就学支援金相当額を受け取る場合もあります)。



4. 受給するためには必要な手続・書類

申請をしなければ支援は受けられません

(1) 申請手続(4月の入学時)

- ①申請書(進学先の高校で配布されます)
 - ②課税証明書(市役所・出張所等で取得可能)などの保護者の所得を証明する書類(市町村民税所得割額が分かるもの)として、都道府県が定める書類
- ※虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。

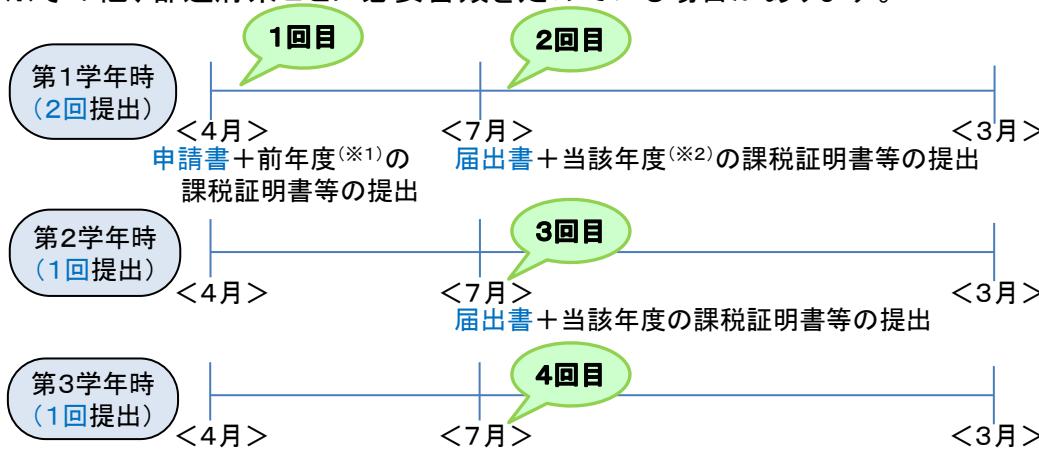
(2) 届出手続(毎年6月~7月頃)

※継続して支給を受けるために必須です。

- ①届出書(進学先の高校で配布されます)
- ②上記(1)と同様(課税証明書など)

①と②を高校に提出し、認定されれば就学支援金が支給されます。

※②は原則、親権者(例:父母がいる場合、父と母の両方)全員分が必要です。
※その他、都道府県ごとに必要書類を定めている場合があります。



※1 平成28年度に提出する場合は、27年度の課税証明書等

※2 平成28年度に提出する場合は、28年度の課税証明書等

